

災害関連融資制度の

拡充と活用法

Q 平成二十三年度第一次補正予算が国会で可決・成立し、震災関連融資・保証制度が充実したと聞きました。その内容と利用する上で気を付けるべき点について教えてください。

A このたびの東日本大震災でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りすると共に、被害を受けられた皆さまへ心よりお見舞いを申し上げます。

災害関連融資・保証の概要

復旧・復興費を盛り込んだ総額四兆円超の第一次補正予算成立に伴い、政府系金融機関の震災関連融資、信用保証協会の保証制度が拡充されました。融資関連では、直接・間接被害者向け融資別枠の倍増、融資期間の延長、据え置き期間の延長、適用金利の引き下げがなされ、また、商工会議所が窓口であるマル経融資（小規模事業者経営改善資金）においても、震災対応特枠が通常枠とは別枠として設けられました。

保証関連では、東日本大震災復興緊急保証として最大二億八千万円の保証枠が新設され、一般保証・セーフティーネット保証・災害関係保証と併せて、最大八億四千万円までの保証が可能となりました。

その他、宮城県・仙台市の災害対応制度融資（仙台市においては震災復興関連枠を新設）、小規模企業共済契約者への貸付制度条件緩和、民間金融機関における災害貸付等も実施されており、復興へ向けた資金的バックアップ体制が取られています。自社の状況を考慮の上、どの制度が利用できるのか（利用するの）かについて確認・検討を行う必要があります。

資金使途を熟考する

先行きの不透明さ・不安から「出来るだけたくさん借りたい」とのお話をうかがう機会が多々あります。津波による建物全壊等被害者向けの実質無利子融資（融資後三年間・上限あり）はあるものの、その多くは利息を伴う「高いお金」であり、

【災害関連主要融資制度一覧】

平成23年5月24日現在

制度名	運営主体	融資限度額	返済期間	据置期間	利率
東日本大震災復興特別貸付 危険対応業務	日本公庫 ①中小事業 ②国民事業 商工中金	基本枠 【日本公庫①・商工中金】 7.2億円 【日本公庫②】 4,800万円	設備 15年以内 運転 8年以内	最大 3年	基準金利より下記を引下げ 売上等減少の場合 ▲0.3% 雇用維持・拡大の場合 ▲0.2% 最大▲0.5%金利引下げ
		別枠・上乗せ 直接・間接被害 【日本公庫①・商工中金】 3億円 【日本公庫②】 6,000万円	【直接被害】 設備 20年以内 運転 15年以内 【間接被害】 設備・運転ともに15年以内	【直接被害】 最大 5年 【間接被害】 最大 3年	基準金利より下記を引下げ 【直接被害者】 ・貸付後3年間、3,000万円まで ▲1.4%金利引下げ ・全壊、流出、原発警戒区域内の事業者は3年間利子補給により実質無利子化 ・4年目以降及び上限額を上回る部分は▲0.5%引下げ 【間接被害者】 ・貸付後3年間、3,000万円まで ▲0.9%金利引下げ ・さらに売上等減少 ▲0.3% 雇用維持・拡大 ▲0.2%引下げ (最大▲1.4%) ・4年目以降及び上限額を上回る部分は最大▲0.5%引下げ
マル経融資（経営改善貸付）	商工会議所 商工会	通常枠 1,500万円	設備 10年以内 運転 7年以内	設備 2年以内 運転 1年以内	基準利率より▲0.3%引下げ
		特枠 直接・間接被害 1,000万円			貸付後3年間 基準利率より▲1.2%引下げ
中小企業経営安定資金 (災害復旧対策資金・東北地方太平洋沖地震災害対策枠)	宮城県	1,000万円	10年以内	2年以内	年1.0%以内（別途保証料）
中小企業融資制度 (経済変動対策資金・東日本大震災復興関連)	仙台市	5,000万円	12年以内	2年以内	年1.5%（別途保証料）

その後の営業活動から生み出す「通常のお金」をもって返済していく事になります。震災による甚大な被害を受けた今だからこそ、借入により獲得する資金を最大限に有効活用する「使い方」を十分に検討すべきではないでしょうか。

三年後の姿を意識する

震災による今のピンチは、目線を変えれば、自社を見つめ直す絶好のチャンスであるとも考えられます。技術・人材・ノウハウ・ネットワーク等無形の財産まで含めた自社の棚卸を行うと共に、取引先（販売先・仕入先等）についても自社と同じく棚卸を行い、ビジネスモデル自体を見つめ直す機会でもあります。

震災前の姿に戻るための「守りの借入」ではなく、新たな出発のための「攻めの借入」を意識してはいかがでしょうか。「攻める」と言う事は、事業規模を大きくする事ではなく、例えば、事業コアを再認識し、資金の投入先を集中化していくことも「攻める」と言えます。

これらを意識した上で、必要となる設備資金・運転資金と、借入返済負担に対する返済原資（税引後利益＋減価償却費）とのバランスを検討していきます。

借入検討を目標設定へ

①設備資金

見積書・カタログ等により投資金額を算定します。設置費・運搬費等の付随費

用も忘れずに参入します。

購入すべきか判断に悩む場合、「設備投資の経済性」という考え方があります。その投資額を、設備投入する事によって今後生み出される利益により、何年で回収できるのかを判断材料とする考え方です。また、建物等を購入する場合、床面積当たりの生産性を判断基準に置く事も考えられます。

②運転資金

固定費（売上が変動しても増減しない費用）対応資金、売上債権・仕入債務決済のズレ等に対応する資金の二つに分けて算定します。これらを算定するためには、今後の月別売上（受注）予測が必要となります。感覚的に予測するのではなく、出来得る限りの情報を収集し、客観的に予測することが重要となります。

固定費については、積上げ計算により月額を把握し、予測売上から変動費（材料・外注等）を差し引いた粗利益が月額固定費を上回るまでの間に被るマイナスの累計額が必要資金となります。

決済のズレについては、売上債権＋在庫－仕入債務により計算したプラスの金額が必要資金となります。この二つの合計額から手持ち資金充当分を差引き、差額が準備する運転資金となります。

①と②の合計額が基本的には必要借入額となる訳ですが、事業により生み出す返済原資と返済負担とのバランスを見ながら、設備投資内容の見直しとこれによる売上高・粗利益に対する影響、固定費の圧縮、返済原資を生み出すまでの返済

【制度別利用可能対象者一覧】

制度名	運営主体	制度の対象者
東日本大震災復興特別貸付	日本公庫	【直接被害者】 ① 地震・津波等により直接被害を受けた方 ② 原発事故に係る警戒区域等の区域内の方 【間接被害者】 直接被害者との取引依存度が2割以上の方で次のいずれかの方 ア) 借入申込後3ヶ月の売上高等が前年同期に比して15%以上減少する見込み イ) 借入申込直前2ヶ月の売上高等が前年同期に比して10%以上減少した方 【その他の方】 その他、震災の影響により、業績が悪化している方
危機対応業務	商工中金	【下記条件に該当する方】 商工会議所の経営指導を受けている方で、 ① 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下） ② 1年以上商工会議所地区内で事業を営んでいる ③ 納付期限の到来している所得税（法人税）、事業税、住民税を完納している ④ 日本政策金融公庫の非対象事業等でない事 次のいずれにも該当する方 ① 通常枠条件に合わせて、次のいずれかに該当する方 【直接被害者】 ア) 東日本大震災の地震・津波により直接被害を受けた方 イ) 原子力発電所の事故に関する警戒区域内に事業所を有する方 【間接被害者】 直接被害者との取引依存度が2割以上の方で次のいずれかの方 ア) 借入申込後3ヶ月の売上高等が前年同期に比して15%以上減少する見込み イ) 借入申込直前2ヶ月の売上高等が前年同期に比して10%以上減少した方 ② 商工会議所が策定する「小規模事業者債権支援方針」に沿って事業を行う事が見込まれる方
マル経融資（通常枠）	商工会議所	【直接被害者】 地震・津波等により直接被害を受けた方 【間接被害者】 次のいずれかに該当する方 ① 平成23年東北地方太平洋沖地震によって、最近1ヶ月間の売上高等が前年同期と比較して20%以上減少しており、かつ、その後の2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期と比較して20%以上減少する事が見込まれる事 ② 取引先の被災による等、最近1ヶ月の売上高が前同月の売上高に比して10%以上減少するか、減少する見込みがある事
マル経融資（震災対応特枠）	商工会議所	【直接被害者】 東日本大震災により直接被害を受けた方 【間接被害者】 次のいずれかに該当する方 ① 最近3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少している事 ② 最近1ヶ月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少しており、かつ、その後の2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少する事が見込まれる事
中小企業経営安定資金（災害復旧対策資金・東北地方太平洋沖地震災害対策枠）	宮城県	【直接被害者】 地震・津波等により直接被害を受けた方 【間接被害者】 次のいずれかに該当する方 ① 平成23年東北地方太平洋沖地震によって、最近1ヶ月間の売上高等が前年同期と比較して20%以上減少しており、かつ、その後の2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期と比較して20%以上減少する事が見込まれる事 ② 取引先の被災による等、最近1ヶ月の売上高が前同月の売上高に比して10%以上減少するか、減少する見込みがある事
中小企業融資制度（経済変動対策資金：東日本大震災復興関連）	仙台市	【直接被害者】 東日本大震災により直接被害を受けた方 【間接被害者】 次のいずれかに該当する方 ① 最近3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少している事 ② 最近1ヶ月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少しており、かつ、その後の2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少する事が見込まれる事
東日本大震災復興緊急保証	信用保証協会	震災により直接又は間接被害を受けた中小企業者等 【特定被災区域内の中小企業者】 ① 震災の影響により業績が悪化している中小企業者（震災後の3ヶ月につき売上高等が前年同期比▲10%） ② 地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者 ③ 原発事故に係る警戒区域等の区域内の中小企業者 【特定被災区域外の中小企業者】 ④ 特定被災区域内の事業者と取引関係があり、かつ、震災の影響により業績が悪化している中小企業者（震災後の3ヶ月につき売上高等が前年同期比▲10%） ⑤ 震災に起因した風評被害による契約の解除等の影響で急激に業績が悪化している中小企業者（震災後の3ヶ月につき売上高等が前年同期比▲15%）

据置、返済力に見合った返済期間の設定等検討を行い、最終的な借入申込額を決定します。

これらを検討しまとめる事は、借入申込のためだけではなく、今後進むべき自社の道筋を創り上げ、目標設定を明確にする事へもつながります。「今を越えなければ先はない」との考えがあることももちろんですが、「今の時点からその先を見る」ことにより、三年後には大きな差が

生まれるのではないのでしょうか？

概略について述べて参りましたが、企業状況により、打つ手はさまざまです。商工会議所にて行っている無料経営相談等を是非ご活用頂きながら、幸せな企業・活力ある仙台を目指して共に歩んでいきましょ。

回答

植松診断士事務所

植松 正人氏